契約変更理由書

神戸市

工　事　名	東白川台段差解消工事（その３）

契約変更後の工事概要

工事個所　交差点　N＝４か所

・道路土工　　一式　　・舗装工　　一式

・排水構造物　一式　　・構造物撤去工　一式

・防護柵工　　一式

設計変更の理由

1. 当初、車道舗装復旧工について、段差解消工事に伴う影響部分のみの施工としていたが、現地で老朽化によるクラック・不陸等が多く確認された。その為、当該交差点の舗装補修を一括施工することが、効率的であると判断した為、車道舗装復旧工の数量が増工となった。

2. その他

現地精査の結果により、現地の地形等条件に応じた施工数量の増減が発生した。